

高齢者施設等管理者・施設長 様

大 阪 府 健 康 医 療 部 長

高齢者施設等の従事者への「定期 PCR 検査」の実施について

日頃より大阪府政の推進にご理解とご協力をいただきまして誠にありがとうございます。

このたび「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、高齢者施設等の従事者への新型コロナウイルスの定期 PCR 検査を下記のとおり実施することとなりました。

高齢者は重症化・死亡リスクが高いため、高齢者施設等においては感染者の早期発見及び感染拡大防止を図る取組が求められます。貴施設におかれましては、すでに感染防止対策に万全を期しておられることと存じますが、有識者からは、とりわけ従事者に対する検査が重要であると指摘されております。

つきましては、貴施設における無症状感染者を原因とするクラスター発生を未然に防止する観点からも、本趣旨をご理解の上、積極的にお申し込みいただきますようお願いいたします。

なお、定期 PCR 検査の申込受付は 2 月 22 日から WE B ページで開始いたしますとともに、定期 PCR 検査に関するお問い合わせは同日から相談窓口で承ります。

また、検査の申し込み前に必ず貴施設の従事者のみなさまから受検に対する同意を得ていただき、施設単位でお申し込みいただくようお願いいたします。

記

【定期 PCR 検査に関するホームページ（検査の申し込み WE B ページ）】

「高齢者施設等従事者定期 PCR 検査について」（2 月 22 日午前 9 時に公開予定）

http://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/shisetu_kensa.html

【定期 PCR 検査に関する相談窓口】

開設時間 : 9 時～18 時（土日・祝日を含む）

電話番号 : 06-7166-9988（2 月 22 日午前 9 時から開設）

【検査対象】

大阪府保健所管内の地域（※）に所在する次の高齢者施設等の従事者
（常勤、非常勤を問わず。）

高齢者施設等：介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅

(いずれも併設通所サービス・短期入所サービス事業所を含む。)

※ 大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市を除く
大阪府内の市町村

【実施期間】

令和3年2月22日（申込受付開始）から3月26日（申込受付終了）

※検査は令和3年3月31日まで行います。

【検査方法及び検査頻度】

検査方法 : 唾液によるPCR検査

検査頻度 : 2週間に1回

【留意事項】

- ・ 定期PCR検査の申込方法やその後の流れについては、上記ホームページに記載しておりますので、事前に必ずご確認ください。
- ・ 定期PCR検査は、症状がない従事者が対象となります。
- ・ ご自身で唾液採取ができない方や、すでに症状があり受診が必要な方は、かかりつけ医または新型コロナ受診相談センターにご相談ください。
- ・ 施設単位でお申し込みいただきますので、必ず受検者本人の同意（検査申込とそれに伴う個人情報の提供について）を得てください。
- ・ 定期PCR検査に申し込みをする時点で、施設内にて陽性者が発生している場合、また保健所が介入している場合は定期PCR検査の対象外となります。
- ・ 定期PCR検査の結果、陽性が判明した場合は、保健所担当者の指示に従ってください。

【添付資料】

- ・ 高齢者施設等の従事者への定期PCR検査のフロー

【お問い合わせ先】

定期PCR検査に関する相談窓口

TEL : 06-7166-9988

<開設時間：午前9時～午後6時（土日祝も対応）>